

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県条例第四十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十五項市町村の欄中「行田市、」を削る。

別表第一百四十四項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。）」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十二項事務の欄5中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

別表第四十八項事務の欄5中「第五条第二項」を「第九条第二項」に改める。

別表第六十項第一号事務の欄6及び同項第四号事務の欄5中「第十三条第八項」を「第十六条第八項」に改める。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を加える。

別表第二十九項事務の欄3中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、

同欄に次のように加える。

4 法第十条の三第二項の規定による公表

別表第三十一項第一号市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第三十七項第四号事務の欄、同項第五号事務の欄及び同項第六号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第四十七項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第六十二項第八号事務の欄、同項第九号事務の欄及び同項第十号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第九十四項市町村の欄中「吉川市」を「幸手市、吉川市、伊奈町」に改める。

別表第一百七項第五号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第一百十二項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第一百四項第二号事務の欄中「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）」を削る。

別表第一百十五項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第一号事務の欄2中「及び第三項第一号」を「及び第三項ただし書」に、「第三十五条第一項第一号、第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項後段」を「第三十五条第一項ただし書、第三十九条の十第一項後段」に改め、同欄19中「第三十九条の二十三後段」を「第三十九条の十一後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和七年十二月二十五日

三 第四条の規定 令和八年十二月二十一日

この条例（第三条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。